

熊本県立南稜高等学校育友会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は熊本県立南稜高等学校育友会と称し、事務局を同校に置く。
- 第 2 条 本会は、本校生徒の保護者と教職員が協力して、生徒の健全育成のための諸活動を行うことを目的とする。

第 2 章 事 業

- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 学校の教育計画推進に必要な援助活動を図る。
 - (2) 教育環境の整備を図る。
 - (3) 生徒活動（生徒会・体育部・文化部・その他の特別活動）の振興を図る。
 - (4) 諸団体との協力による生徒の教育活動を支援する。
 - (5) 会員相互の親睦と教養を高めるための諸活動を行う。
 - (6) その他必要な活動を行う。

第 3 章 会 員

- 第 4 条 本会は、本校に在籍する生徒の保護者をもって組織する。教職員は特別会員とする。

第 4 章 役 員

- 第 5 条 本会は次の役員を置き、任期は1年とし再任を妨げない。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 3名
 - (3) 監 事 3名
 - (4) 会 計 1名
 - (5) 書 記 1名
 - (6) 事務局職員 若干名
 - (7) 学級委員 各学級3名
 - (8) 地区委員 各地区ブロック代表若干名
- 2 学級委員は次の委員会に所属する。
1. 学年委員会
 2. 進路指導委員会
 3. 生活指導委員会
 4. 広報委員会
 5. 保健委員会
- 第 6 条 本会に顧問を置き、顧問は直前会長・校長・教頭とし、役員会に出席して意見を述べる事が出来る。
- 第 7 条 役員は次の方法によって選出する。
- (1) 会長・副会長・監事は選考委員会で選考し、拡大役員会に諮り定期総会において承認決定する。選考委員会は執行部及び、地区委員会の正副委員長とする。
 - (2) 会計・書記・事務局職員は、会長が委嘱し総会に報告する。
 - (3) 学年委員長は各学年の学級委員から選出し、学年委員会に所属する。
 - (4) 学級委員は、各学級保護者の中から互選する。
 - (4) 地区委員は、各地区保護者の中から地区ごとに互選する。
- 第 8 条 役員に欠員が生じた場合は、第7条で後任者を選出する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第 9 条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総括し、本会を代表するとともに、総会及び役員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。
- (3) 監事は本会の会計を監査し、総会においてその結果を報告する。
- (4) 会計は、本会の会計を処理する。
- (5) 書記は、本会の会議の議事を記録し、各種会合の連絡その他の庶務業務を行う。
- (6) 顧問は、会長の諮問に応じて全ての運営に協力する。

第 5 章 総 会

第 10 条 定期総会は、毎年 1 回開催する。ただし会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

2 定期総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会長、副会長及び監事の選出
- (2) 前年度の事業報告並びに新年度の事業計画
- (3) 前年度の決算報告並びに新年度の予算
- (4) 会則の改正
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

3 総会の議長は 1 名とし、会員の中から選出する。

第 11 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数の賛成で決定する。

- (1) 会員は、委任状により代理人をもって決議権を行使することができる。

第 6 章 役 員 会

第 12 条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会は、3 会とし構成員は次のとおりとする。その他会長が必要と認めた場合は、関係者の出席を求めることができる。

- (1) 執行部会 (会長、副会長、監事、会計、書記、事務局職員、学年委員長)
- (2) 企画委員会 (会長、副会長、監事、会計、書記、事務局職員、学年委員長、各委員会委員長)
- (3) 拡大役員会 (役員全員)

第 13 条 役員会は、本会の事業全般、重要事項を審議する。

- (1) 総会の日時及び提案される議案
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 各種委員会から提出される議案
- (4) 細則の制定及び改正
- (5) その他会長が必要と認めた事項

第 14 条 役員会は、役員の 2 分の 1 の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で決定する。

第 7 章 各種委員会及び臨時委員会

第 15 条 本会の活動を達成するために、学級委員会、学年委員会、進路指導委員会、生活指導委員会、広報委員会、保健委員会、地区委員会をおく。各種委員会の必要な事項は細則で定める。

第 16 条 本会の活動で、特別の事項について必要がある時は、臨時委員会を設けること

ができる。臨時委員会についての必要な事項は細則で定める。

第 8 章 雇 用 職 員

第 17 条 会長は、就職希望者を選考し、執行部会に諮問した上で雇用職員を採用することができる。

第 18 条 雇用職員は 1 年契約とする。

第 9 章 会 計

第 19 条 本会の経費は、生徒保護者会員の拠出する会費（育友会費）、教職員の拠出する会費及びその他の収入をもってこれに充てる。生徒保護者会員の拠出する会費の納入は毎月の 12 回に分けて納入する。教職員の拠出する会費の納入は、会長が指定した方法による。

第 20 条 会費の額は、総会において決定する。

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 22 条 本会の会費の徴収及び予算の執行は校長に委任することができる。

2 会費の徴収及び予算の執行状況について、会計は随時会長に報告するものとする。

3 会計は、毎会計年度末に決算し、関係書類と合わせ、会長に提出しなければならない。

4 会長は、会計監査に付した決算書を総会に提出し、承認を得なければならない。

第 10 章 細 則

第 23 条 本会の運営に関する必要な細則は、執行部会の議決を経て定める。

第 24 条 執行部会が細則を制定または改廃した場合には、その結果を次の総会に報告しなければならない。

第 11 章 会 則 の 改 正

第 25 条 本会の会則の改正は、役員会の審議を経て総会で決議する。

第 12 章 附 則

- ・この会則は、平成 13 年 5 月 16 日より施行する。
- ・この会則を平成 14 年 5 月 14 日正第 4 章第 6 条顧問に旧役員の追加、第 7 条（3）学年委員長は各学年の学級員から選出し、学年委員会に所属するに改正追加。
- ・この会則を平成 15 年 5 月 20 日改正第 4 章第 6 条本会に顧問を置き、顧問は直前会長とし、顧問は役員会に出席して意見を述べる事が出来る。第 7 条会長・副会長・監事は選考委員会で選考し、拡大役員会に図り定期総会において承認決定する。選考委員会は執行部で構成するに改正。
- ・平成 17 年 5 月 8 日改正第 5 条 1 項、第 6 条、第 7 条 2 項、第 12 条 1. 2 項を改正。
- ・平成 18 年 5 月 21 日第 7 条第 1 項を改正。選考委員会は執行部及び地区委員会の正副委員長とするに改正。
- ・平成 25 年 5 月 11 日第 9 章、第 19 条改正。（教職員の会費）

熊本県立南稜高等学校育友会細則

第 1 章 各種委員会及び臨時委員会

- 第 1 条 各種委員会として、学級委員会、学年委員会、進路指導委員会、生活指導委員会、広報委員会、保健委員会、地区委員会をおく。
- 第 2 条 育友会執行部会で必要と認めた場合は、臨時委員会をおくことができる。臨時委員会は、その任務が終了したとき解散する。
- 第 3 条 各種委員会には、委員長、副委員長をおく。委員長は委員会を主催する。副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の場合はその代理を務める。
- 第 4 条 委員長、副委員長は委員の互選とする。
- 第 5 条 各種委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 第 6 条 各種委員会は、出席者の過半数の賛成で決定する。

第 2 章 学級委員会

- 第 7 条 各学級委員会の委員は、学級委員と各学級の担任をもって構成する。
- 第 8 条 学級委員会は、各学級の生徒の健全育成のための必要な諸活動を行う。

第 3 章 学年委員会

- 第 9 条 各学年委員会の委員は、学級委員と各学年主任をもって構成する。
- 第 10 条 学年委員会は、各学年の生徒の健全育成のための必要な諸活動を行う。

第 4 章 進路指導委員会

- 第 11 条 進路指導委員会の委員は、学級委員と担当教職員をもって構成する。
- 第 12 条 進路指導委員会は、生徒の進路達成のための必要な諸活動を行う。

第 5 章 生活指導委員会

- 第 13 条 生活指導委員会の委員は、学級委員と担当教職員をもって構成する。
- 第 14 条 生活指導委員会は、生徒指導について必要な諸活動を行う。

第 6 章 広報委員会

- 第 15 条 広報委員会の委員は、学級委員と担当教職員をもって構成する。
- 第 16 条 広報委員会は、広報紙の発行や、その他の必要な諸活動を行う。

第 7 章 保健委員会

- 第 17 条 保健委員会の委員は、学級委員と学校医、担当教職員をもって構成する。
- 第 18 条 保健委員会は、生徒の心身の健康指導について必要な諸活動を行う。

第 8 章 地区委員会

- 第 19 条 地区委員会は、地区から選出された委員と担当教職員をもって構成する。
- 第 20 条 地区委員会は、各地区の生徒の健全育成と保護者間の連携や地区ごとの諸活動を行う。
- 第 21 条 本校に通学する各地区の生徒数を考慮し、地区ブロックを次のように定める。
(1) 上球磨（水上村、湯前町、多良木町）
(2) 中球磨（上、免田、岡原、深田、須恵）

(3) 下球磨(錦町、五木村、相良村、山江村、球磨村)

(4) 人吉(人吉市、郡市以外)

第22条 地区委員の互選により、それぞれのブロックに代表をおく。

第23条 地区委員長1名、副委員長3名はブロックの代表の互選とする。

第9章 規 則

第24条 本会の運営に関する必要な規則は、育友会執行部会の議決を経て定める。

第25条 執行部会が規則を制定または改廃した場合には、その結果を育友会総会に報告しなければならない。

第10章 細 則 の 改 正

第26条 この細則の改訂は、執行部会において出席者の過半数以上の賛成で決定する。

第11章 附 則

この会則は、平成13年5月16日より施行する。

熊本県立南稜高等学校生徒活動振興会規則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は熊本県立南稜高等学校生徒活動振興会と称し、事務局を同校に置く。
- 第 2 条 本会は、熊本県立南稜高等学校生徒会、その他の特別活動の振興を図ることにより、生徒の健全育成に資することを目的とする。

第 2 章 事 業

- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 生徒会、その他の特別活動の強化育成補助
 - (2) 県内外遠征補助
 - (3) その他本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 役 員

- 第 4 条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副 会 長 3 名
 - (3) 監 事 3 名
 - (4) 会 計 1 名
 - (5) 学 校 医
 - (6) 理 事 若干名
 - (7) 顧 問 若干名
- 第 5 条 本会に顧問を若干名を置くことができる。
- 第 6 条 本会の役員の仕事は次の通りとする。
- (1) 会長は本会を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理を務める。
 - (3) 監事は、本会の会計を監査し、育友会総会においてその結果を報告する。
 - (4) 会計は本会の会計を処理する。
 - (5) 学校医は、本会の委託を受けて、専門的な相談にあたる。
 - (6) 理事は本会の全ての運営にあたる。
 - (7) 顧問は、会長の委託を受けて全ての運営に協力する。
- 第 7 条 役員は次の通り選出する。
- (1) 会長、副会長、監事は育友会の会長、副会長、監事をもってあてる。
 - (2) 会計は、事務長をもってあてる。
 - (3) 理事は、担当職員及びクラブ後援会（保護者会）代表をもってあてる。
 - (4) 顧問は、会長、校長協議の上会長が委嘱する。

第 4 章 会 議

- 第 8 条 本会の定期会議は、年度初め及び年度末の各 1 回開催を原則とする。ただし会長が認めた場合は必要に応じ開催する。

第 5 章 会 計

- 第 9 条 本会の経費は、生徒保護者会員の拠出する会費（育友会費）、その他の収入をもってこれに充てる。
- 第 10 条 会費の額は、総会において決定する。

- 第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第12条 本会の会費の徴収及び予算の執行は校長に委任することができる。
- 2 会費の徴収及び予算の執行状況について、会計は随時会長に報告するものとする。
 - 3 会計は、毎会計年度末に決算し、関係書類と合わせ、会長に提出しなければならない。
 - 4 会長は、会計監査に付した決算書を総会に提出し、承認を得なければならない。

第6章 規則の改訂

- 第13条 本会の規則の改訂は、役員会において出席者の過半数以上の賛成で決定する。

第7章 附 則

この規則は、平成13年5月16日より施行する。

平成14年5月14日改正第3章役員第7条（3）理事にクラブ後援会（保護者会）代表を追加。

熊本県立南稜高等学校育友会慶弔規定

- 第1条 保護者に関する慶弔
- 1 生徒の保護者が死亡した場合は、香典10,000円及び花輪を贈る。
 - 2 特に功労があった会員は表彰する。
（1）育友会執行部会で決定し、育友会総会で表彰する。
- 第2条 教職員に関する慶弔
- 1 教職員が死亡した場合は、香典10,000円及び弔電を贈る。
- 第3条 生徒に関する慶弔
- 1 生徒が死亡した場合は、香典10,000円及び花輪を贈る。
 - 2 生徒として、他の生徒の模範とするに足りるものは表彰する。
- 第4条 その他
- 1 会員以外のものに対する慶弔は、育友会会長、校長等が協議し決定する。
 - 2 この場合は、保護者や生徒に準じるものとする。
- 第5条 風水震火災等
- 1 保護者の家が風水害、震災、火災等により甚大な被害を受けた場合は、見舞金10,000円を贈る。
附 則 本規定は、平成13年5月16日より施行する。